

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

特定建築物排出量削減計画書 兼 特定建築物再生可能エネルギー導入計画書

(宛先) 京都府知事	令和 2年 3月 9日
住所（法人にあっては、主たる事務所の所在地） 京都府長岡京市開田一丁目1番1号	氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名） 長岡京市 市長 中小路 健吾

工 事 の 種 別	<input checked="" type="checkbox"/> 新築			<input type="checkbox"/> 増築
工 事 着 工 予 定 年 月 日	令和2年10月 1日			
工 事 完 了 予 定 年 月 日	令和8年 3月31日			
特定建築物 の 概 要	名 称	長岡京市新庁舎等		
	所 在 地	京都府長岡京市開田一丁目109番 他10筆・市有地		
	構 造	RC造一部S造	階 数	地上8階地下1階
	敷 地 面 積	6,634.98 m ²	高 さ	36.20m
	建 築 面 積	3,171.43 m ²	床面積の合計 (増築部分の床面積)	19,469.53 m ² (m ²)
	用途別の床面積	住 宅	m ²	
		ホ テ ル 等	m ²	
		病 院 等	m ²	
		物品販売業を営む店舗等	m ²	
		事 務 所 等	17,020.79 m ²	
		学 校 等	m ²	
		飲 食 店 等	m ²	
		集 会 所 等	294.31 m ²	
	工 場 等	2,154.43 m ²		
特定建築物の環境の保全についての配慮に係る 性能に関する評価結果	サステナビリティランキング BEE = 2.2 A			

第7号様式（京都府地球温暖化対策条例施行規則第23条関係）

府内産木材等の使用	府内産木材等の種類と使用量	①第11条の2第1号ア該当木材等 ②第11条の2第1号イ該当木材等 ③第11条の2第2号該当木材等 ④第11条の2第3号該当木材等 府内産木材等の使用量の合計量 (①+②+③+④)	7.16 立方メートル 立方メートル 立方メートル 立方メートル 7.16 立方メートル
	使用する用途	内装材（天井）	
	府内産木材等の使用基準量	6.05 立方メートル	
	当該建築物における木材の使用量の合計量	7.16 立方メートル	
	木材が使用可能な居室の合計面積	6488.68 平方メートル	
温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施する措置		概 要	
■ 外壁、屋根又は床の断熱		屋根裏・外壁・スラブ下への断熱材の設置	
■ 窓の断熱又は日射の遮蔽		Low-e ガラスを用いた複層サッシ、庇による日射の抑制	
<input type="checkbox"/> エネルギー消費効率の高い設備の導入			
<input type="checkbox"/> 環境への負荷が少ない材料の利用			
■ 節水型設備の設置		節水型器具を採用	
■ 雨水、雑排水等の利用		外構散水に雨水利用を導入	
<input type="checkbox"/> 耐用年数が高い材料及び設備の利用			
■ 建築物の維持管理の容易性に対する配慮		防汚性・耐候性の高い仕上材を採用	
■ 緑化の実施		敷地内及び屋上の十分な緑化	
<input type="checkbox"/> その他			

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、温室効果ガスの排出の量の削減を図るために実施しようとする措置の内容が分かる資料を添付してください。

3 「府内産木材等の使用基準量」には、第22条第3項の規定により算出した数値を記入の上、その算出の根拠となる資料を添付してください。

第1号様式（京都府再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例施行規則第3条関係）

再エネ設備の導入	再生可能エネルギーを利用するための設備の種類	年間で利用可能な再生可能エネルギーの量
	①太陽光	106,227.84 メガジュール
	②風力	メガジュール
	③水力	メガジュール
	④地熱	メガジュール
	⑤太陽熱	メガジュール
	⑥バイオマス	メガジュール
	⑦その他（ ）	メガジュール
再生可能エネルギーの利用量の合計量 (①+②+③+④+⑤+⑥+⑦)		106,227.84 メガジュール
効率的利用設備の導入	再生可能エネルギーを効率的又は自立的に利用するための設備	概 要
	<input type="checkbox"/> 蓄電池	
	<input type="checkbox"/> エネルギーマネジメントシステム	
	<input type="checkbox"/> その他	

注 1 該当する□には、レ印を記入してください。

2 この計画書には、導入する再エネ設備又は効率的利用設備の内容が分かる書類を添付してください。